

## KHKS0850-1, 2, 3, 6/1850-1, 2, 3, 6 に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	提出されたご意見（理由）の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>(4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度)</p> <p>グラスライニング機器のように、外部目視検査は可能であっても内部の目視検査及び内部非破壊検査（外部から内部を見る適切な検査方法を含む）が困難な機器があるが、「フルジャケット構造二重管式熱交換器の内管等に代表される明らかに構造的に内部からも外部からも検査を行うことが困難な機器」に該当すると解して良いか。</p> <p>高圧ガス機器は多種多様で内部の目視検査及び内部非破壊検査（外部から内部を見る適切な検査方法を含む）が困難な機器があるが、これらも該当となるか疑義が生じたため。</p>	<p>グラスライニング機器は、内部流体からの金属母材部に対する、腐食減肉、劣化損傷を防御するために施されており、内面からグラスライニングの健全性を確認し、耐圧部材である金属母材部の肉厚測定を実施することで耐圧・強度の確認が出来ると考えます。</p> <p>従って、「構造的に内部からも外部からも検査を行うことが困難な機器」には該当しません。</p>	
2	<p>(4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度)</p> <p>グラスライニング機器のような耐圧部材が露出していない機器の検査方法については「同一の腐食及び劣化損傷が発生する恐れのある環境下の機器を選定し代替検査する」ことが困難な場合、他の検査方法を採用することはできないか。</p> <p>耐圧部材が露出していない機器の検査方法については、ライニングの健全性を検査・確認する方法もあると考えられる。</p>	<p>グラスライニング機器は、内部流体からの金属母材部に対する、腐食減肉、劣化損傷を防御するために施されており、内面からグラスライニングの健全性を確認し、耐圧部材である金属母材部の肉厚測定を実施することで耐圧・強度の確認が出来ると考えます。</p> <p>なお、グラスライニングに限らず、防食材にて覆われて耐圧部材が露出していない場合には、当該防食材の健全性を確認することと、耐圧部材の肉厚が許容値以下に減少していないことが確認できれば、耐圧性能及び強度の確認は出来たと考えます。</p>	

3	<p>(4.4 高圧ガス設備の気密性能)</p> <p>放置法漏れ試験の採用ができるのは、発泡液の塗布やガス漏えい検知器を用いた測定が不可能又は不適当な場合など、適用範囲を限定すべきではないか。</p> <p>気密試験は、試験体に漏えい等の異常がないことを直接確認可能な「発泡液の塗布」又は「ガス漏えい検知器での測定」が基本であり、これらの方法が可能な試験体への放置法漏れ試験の採用は不適切と考える。</p>	<p>貴見解の通り、放置法漏れ試験の採用は限定的であるべきと考えます。ただし、その条件を明示することは困難であり、解説*2で採用に当たっての要件として「設備の状況、検査条件等を考慮して、これらの方法の内最適な方法（必要に応じ組み合わせて）を採用して気密性能を確認すること。」と規定しています。従って、この点を踏まえ事業者と検査機関が協議の上入念な検討と対応を行い、「最適な方法」を採用し検査されるべきであると考えます。</p>	
4	<p>(4.4 高圧ガス設備の気密性能)</p> <p>放置法漏れ試験採用時の留意点として、試験体の温度、圧力変化補正だけでなく、具体的な放置法漏れ試験の採用例、JIS規格等の準拠すべき試験方法、基本的な合否判定基準について示していただきたい。</p> <p>改正要旨記載の提案内容のとおり、放置法漏れ試験の採用は入念な検討と対応が必要であり、判定精度等の面から安直な採用は避けるべきと考えるため。また、ある程度具体的な基準にしないと採用がし難い。</p> <p>なお、留意事項の基準書への記載が不適当であるのなら、参考資料や付属書、質疑応答集で示す方法もあるのではないかと。</p>		

5	<p>(4.4 高圧ガス設備の気密性能)</p> <p>高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験に放置法漏れ試験を採用する場合、実ガスも認められるか。</p> <p>現行基準では、高圧ガス設備を開放しない場合の気密試験方法として、運転状態の高圧ガスを用いた気密試験が認められているため、放置法漏れ試験でも、同様に認められると解釈できないか。</p> <p>放置法漏れ試験においては、その試験目的や方法からして、実ガス試験は不適切と考える。</p>	<p>開放しない機器の気密試験を実ガスで行うことは現行で認められており、その際に放置法漏れ試験を採用することは、3項で述べたとおりその試験方法が最適であると認められれば採用可能であると考えます。</p>	
6	<p>(その他 改正時期について)</p> <p>平成19年8月のパブリックコメント結果に基づく改正はいつ頃になるのか。</p>	<p>今後、パブリックコメントを実施予定のフレキシブルチューブの検査方法改正案の成案を得た後、これらをまとめて原子力安全・保安院の審査（告示改正のための）を受ける予定です。</p>	